

# ○長泉町地方就職学生支援金交付要綱

令和6年8月27日告示第77号

改正

令和7年4月1日告示第76号

令和7年11月13日告示第126号

## 長泉町地方就職学生支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京圏内（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいい、条件不利地域を除く。以下同じ。）の大学又は大学院（以下「大学等」という。）を卒業又は修了（以下単に「卒業」という。）した学生の県内への移住を伴う県内就職を支援するため、東京圏内の大学等を卒業して、静岡県に移住した又は移住する見込みの者に対し、予算の範囲内において、地方就職学生支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては静岡県地方就職学生支援事業実施要領（令和6年3月21日付け就労第384号静岡県知事通知）、長泉町補助金等交付規則（昭和54年長泉町規則第10号）その他の法令及び関係通知のほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「移住」とは、静岡県内の企業等に就職した又は就職することが内定しており、卒業後に当該企業等に就職し、長泉町に住民登録を有し、生活の本拠を長泉町へ移すことをいう。

2 この要綱において「条件不利地域」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年から令和2年の人口減少率が10分の1以上の市町村をいう。

(支援対象者)

第3条 支援金の対象となる者は、申請時において、次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウの要件を満たすこと。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 大学等の卒業年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業する見込みであること。

(イ) 大学等の卒業年度において、東京圏内に継続して在住していること。

#### イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 長泉町に移住したこと。ただし、在学中に支援金を申請（次条第1号に規定する費用の申請に限る。以下「在学中申請」という。）する場合は、勤務地が静岡県内に所在する企業等に就職することが内定し、大学等を卒業後、長泉町に移住する意思を有していること。

(イ) 申請時において、卒業日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

(ウ) 長泉町に、申請日から1年以上継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中申請する場合は、転入日（長泉町から住民票を移さず転出していた者については、就業開始日）から1年以上長泉町に継続して居住する意思を有していること。

#### ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条に規定する特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他静岡県又は長泉町が支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

### (2) 就業に関する要件

次に掲げるア及びイの要件を満たすこと。

#### ア 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 大学等を卒業した場合は、静岡県内に所在する企業等に第1号ア(ア)の要件を満たす大学等を卒業してから1年以内に就職していること。
- (イ) 原則、勤務地又は勤務予定地が静岡県内に所在すること。
- (ウ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業者、性風俗関連特殊営業者及び接待業務受託営業者でないこと。
- (エ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- (オ) 官公庁等(第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)ではないこと。
- (カ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

#### イ 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- (イ) 移住先地域を中心とした勤務を基本とする採用であること。
- (ウ) 東京圏内への勤務を前提としない採用であること。
- (エ) 在学中申請する場合は、(イ)及び(ウ)の要件に該当する社員として採用される予定であること。

#### (支援金の額)

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 勤務地が静岡県内に所在する企業等への就職活動で移動に要した費用(以下「交通費」という。) 申請者一人につき 5,940円を上限とする。
- (2) 長泉町への移住に要した費用(以下「移転費」という。) 移転費の実費総額の範囲内とし、申請者一人につき66,000円を上限とする。

#### (交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、町長が別に定める日までに、長泉町地方就

職学生支援金交付申請書（交通費分）（様式第1号）、長泉町地方就職学生支援金交付申請書（移転費分）（様式第1号の2）又は長泉町地方就職学生支援金交付申請書（交通費及び移転費）（様式第1号の3）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 長泉町地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) 写真付き身分証明書の写しその他の提示により本人確認できる書類の写し
- (3) 就業（内定）証明書（地方就職学生支援金の申請用）（様式第3号）
- (4) 交通費又は移転費の領収書
- (5) 移住先地域を中心とした勤務を基本とする採用であることが確認できる資料（別表に例示）
- (6) 卒業証明書。ただし、在学中申請する場合は、在学証明書（別表に例示）
- (7) 移住元の住所を確認できる資料（別表に例示）
- (8) 口座振込依頼書（様式第4号）
- (9) その他市町長が必要と認める書類

（交付の条件）

第6条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 支援金の返還要件に該当することとなった場合においては、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (2) 支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び町から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

（交付の決定等）

第7条 町長は、支援金の交付を決定したときは、長泉町地方就職学生支援金交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知し、申請から3か月以内に支援金の交付を行うものとする。なお、審査の結果支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合は、その旨申請者に通知する。

（交付決定通知書の再交付）

第8条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、長泉町地方就職学生支援金交付決定通知書再交付願（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定通知書再交付の決定)

第9条 町長は、前条の再交付を認めたときは、長泉町地方就職学生支援金交付決定通知書(再交付)(様式第7号)により交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、支援金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、長泉町地方就職学生支援金交付決定取消通知書(様式第8号)により通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合
- (2) 申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合(在学中申請した場合に限る。)
- (3) 申請日から1年以内に長泉町に転入しなかった場合(申請時に既に長泉町に住民票がある場合を除く。)(在学中申請した場合に限る。)
- (4) 就業日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合(退職日から3か月以内に第3条第2号の要件を満たした静岡県内の別の企業等に就業する場合を除く。)
- (5) 転入日(長泉町から住民票を移さず転出していた者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日。以下同じ。)から1年未満に長泉町から転出した場合(支援金の返還)

第11条 町長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消したときは、支援金の全額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事業があるものとして町長が認めた場合はこの限りではない。

2 町長は、前項の規定により支援金の返還をさせるときは、当該申請者に対し、長泉町地方就職学生支援金返還請求通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行する。

附 則(令和7年4月1日告示第76号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和7年11月13日告示第126号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第5条関係）

証明書類	備考
在学証明書	卒業学年であることの確認ができるもの（学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆及び押印（大学等の印）すること。）
移住元の住所を確認できる資料	住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数月の家賃の振り込み明細や引き落とし履歴をあわせて提出）、卒業年度の複数月の公共料金領収書等。
移住先地域を中心とした勤務を基本とする採用であることが確認できる資料	就業先の募集要項、雇用契約書等。

様式第1号（第5条関係）

様式第1号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4）

長泉町地方就職学生支援金交付申請書（交通費分）

年 月 日

長泉町長 様

長泉町地方就職学生支援金交付要綱に基づき、支援金（交通費分）の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日
氏名	(署名又は記名押印)	年 月 日
住所	〒	電話番号
メールアドレス		
大学・学部 (大学院・研究科)		

2 就職活動訪問先

訪問先	事業所名	
	所在地	
面接・試験日	年 月 日	
内定日	年 月 日	

3 移動経路（往復）

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		(バス停・駅名・空港名など)		

4 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

様式第2号「地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書」の1について	A. 誓約する	B. 誓約しない
様式第2号「地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書」の2について	A. 同意する	B. 同意しない
要綱第3条第1号イ(ウ)について (継続居住意思の確認)	A. 意思がある	B. 意思がない

※各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象となりません。

様式第1号の2（第5条関係）

様式第1号の2（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4）

長泉町地方就職学生支援金交付申請書（移転費分）

年 月 日

長泉町長 様

長泉町地方就職学生支援金交付要綱に基づき、支援金（移転費分）の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日
氏名	(署名又は記名押印)	年 月 日
住所	〒	電話番号
メールアドレス		
大学・学部 (大学院・研究科)		

2 勤務先企業

勤務先	企業名	
	所在地	
就業開始日	年 月 日	

3 移転内容

日付	移住元 (東京圏)	移住先	費用 <sup>※1</sup>

※1 費用等の詳細については、別途領収書で確認するため、併せてご提出ください。

4 移住前の住民票の所在について（いずれか該当する欄に○を付けてください）

A. 移住先（〇〇市）に元からある（移動させていない） <sup>※2</sup>	
B. 他地域から新たに移住してきた（移動させた） <sup>※2</sup>	

※2 状況に応じた「移住元の住所の確認ができる資料」をご提出ください。

5 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

様式第2号「地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書」の1について	A. 誓約する	B. 誓約しない
様式第2号「地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書」の2について	A. 同意する	B. 同意しない
要綱第3条第1号イ(ウ)について (継続居住意思の確認)	A. 意思がある	B. 意思がない

※各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象となりません。

様式第1号の3（第5条関係）

様式第1号の3（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4）

長泉町地方就職学生支援金交付申請書（交通費及び移転費）

年 月 日

長泉町長 様

長泉町地方就職学生支援金交付要綱に基づき、支援金（交通費及び移転費）の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日
氏名	(署名又は記名押印)	年 月 日
住所	〒	電話番号
メールアドレス		
大学・学部 (大学院・研究科)		

2 就職活動訪問先

訪問先	事業所名	
	所在地	
面接・試験日	年 月 日	
内定日	年 月 日	

3 移動経路（往復）

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		(バス停・駅名・空港名など)		

4 移転内容

日付	移住元 (東京圏)	移住先	費用 <sup>※1</sup>

※1 費用等の詳細については、別途領収書で確認するため、併せてご提出ください。

5 移住前の住民票の所在について (いずれか該当する欄に○を付けてください)

A. 移住先(〇〇市)に元からある(移動させていない) <sup>※2</sup>	
B. 他地域から新たに移住してきた(移動させた) <sup>※2</sup>	

※2 状況に応じた「移住元の住所の確認ができる資料」をご提出ください。

6 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください) ※

様式第2号「地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書」の1について	A. 誓約する	B. 誓約しない
様式第2号「地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書」の2について	A. 同意する	B. 同意しない
要綱第3条第1号イ(ウ)について (継続居住意思の確認)	A. 意思がある	B. 意思がない

※各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象となりません。

様式第2号（第5条関係）

様式第2号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4）

長泉町地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書

地方就職学生支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 誓約事項

(1) 支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び長泉町から求められた場合には、それに応じます。

(2) 以下の場合には、長泉町地方就職学生支援金交付要綱第11条の規定により、支援金の全額又は半額を返還します。

ア 全額の返還

(ア) 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

(イ) 在学中に申請する場合は、申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職への就業を行わなかったとき

(ロ) 在学中に申請する場合は、申請日から1年以内に長泉町に転入しなかったとき（申請時にすでに長泉町に住民票がある場合を除く。）

(ハ) 就業開始日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合（退職日から3か月以内に第3条第2号の要件を満たした静岡県内の別の企業等に就業する場合を除く。）

(ニ) 転入日（住民票を移さず転出していた者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日。以下同じ）から3年未満に長泉町から転出した場合

イ 半額の返還

転入日から3年以上5年未満に長泉町から転出した場合

2 同意事項

(1) 上記1(2)の誓約事項が遵守されているか確認するために、長泉町が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。

(2) 静岡県及び長泉町が、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援金に係る事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県及び他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

年 月 日

長泉町長 様

住所

申請者

氏名

（署名又は記名押印）

様式第3号（第5条関係）

様式第3号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4）

就業（内定）証明書（地方就職学生支援金の申請用）

長泉町長 様

所在地

事業所名

代表者名

電話番号

担当者

（法人の場合は、記名押印してください。）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名（内定者名）	
勤務者住所（※）	
勤務（予定）先所在地	
勤務（予定）先電話番号	
内定年月日	年 月 日
就業（予定）年月日	年 月 日
雇用形態	<input type="checkbox"/> 週20時間以上の無期雇用である
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	<input type="checkbox"/> 3親等以内の親族に該当しない
移住先地域内での就業（予定）の有無	<input type="checkbox"/> 居住している都道府県内の事業所に就業している （予定も含む）
対象経費の支援	<input type="checkbox"/> 就職活動等の参加に係る交通費の支給をしていない

※ 勤務者住所は、就業開始日前に作成する場合は記載不要です。

静岡県地方就職学生支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、静岡県及び長泉町の求めに応じて、静岡県及び長泉町に提供することについて、勤務者（内定者）の同意を得ています。

様式第4号（第5条関係）

様式第4号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4）

口座振込依頼書

年 月 日

長泉町長 様

住所  
氏名  
電話番号

（記名又は署名押印）

下記のとおり長泉町地方就職学生支援金の口座振込を依頼します。

振込先金融機関	銀行 金庫 農協	店 出張所 所
預金種別	普通預金	
預金口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

様式第5号（第7条関係）

様式第5号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4）

長泉町地方就職学生支援金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

長泉町長 印

年 月 日付けで申請のありました長泉町地方就職学生支援金の交付につきましては、次のとおり決定しましたので通知します。

1 交付決定額 円

振込予定日 年 月 日

振込口座

金融機関名：

口座番号（下3桁）：

口座名義：

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合があります。

2 交付の条件

- (1) 支援金の返還要件に該当することとなった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (2) 支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び長泉町から求められた場合には、それに応じなければならないこと（報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考に定める返還請求を行う場合があります。）。

（備考）

長泉町地方就職学生支援金交付要綱第11条の規定により、以下の場合には、支援金の全額又は半額の返還を請求します。

1 全額の返還

要綱第10条第1号から第4号までのいずれかに該当又は転入日（住民票を移さず転出していた者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日。以下同じ）から3年未満に長泉町から転出した場合

2 半額の返還

転入日から3年以上5年未満に長泉町から転出した場合

様式第6号（第8条関係）

様式第6号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4）

長泉町地方就職学生支援金交付決定通知書再交付願

年 月 日

長泉町長 様

長泉町地方就職学生支援金交付決定通知書を再交付願います。

フリガナ		生年月日
氏名		年 月 日
住所	〒	電話番号
再交付理由		
通知書の 利用目的		

様式第7号（第9条関係）

様式第7号（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4）

長泉町地方就職学生支援金の交付決定通知書（再交付）

第 号  
年 月 日

様

長泉町長 印

年 月 日付けで申請のありました長泉町地方就職学生支援金の交付につきまして、次のとおり決定しましたので通知します。

1 交付決定日 年 月 日

2 交付決定額 円

振込予定日 年 月 日

振込口座

金融機関名：

口座番号（下3桁）：

口座名義：

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合があります。

3 交付の条件

- (1) 支援金の返還要件に該当することとなった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (2) 支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び長泉町から求められた場合には、それに応じなければならないこと（報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考に定める返還請求を行う場合があります。）。

（備考）

長泉町地方就職学生支援金交付要綱第11条の規定により、以下の場合には、支援金の全額又は半額の返還を請求します。

1 全額の返還

要綱第10条第1号から第4号までのいずれかに該当又は転入日（住民票を移さず転出していた者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日。以下同じ）から3年未満に長泉町から転出した場合

2 半額の返還

転入日から3年以上5年以内に長泉町から転出した場合

様式第 8 号（第10条関係）

様式第 8 号（第10条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 型）

第 号  
年 月 日

様

長泉町長 印

長泉町地方就職学生支援金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した 年度長泉町地方就職学生支援金について、長泉町地方就職学生支援金交付要綱第10条及び長泉町補助金等交付規則第14条の規定に基づき、次のとおり交付決定の（全部・一部）を取消すことと決定したため、通知します。

決定取消理由

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に長泉町長に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、審理員に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、長泉町を被告として（訴訟において長泉町を代表する者は長泉町長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第9号（第11条関係）

様式第9号（第11条関係）（用紙 日本産業規格A4型）

第 号  
年 月 日

様

長泉町長



長泉町地方就職学生支援金返還請求通知書

年 月 日付け 第 号において交付決定の取消しをした長泉町地方就職学生支援金について、長泉町地方就職学生支援金交付要綱第11条に基づき、次のとおり支援金の返還を請求します。

1 返還理由

2 返還請求金額 円

3 返還期限 年 月 日まで

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に長泉町長に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、審理員に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、長泉町を被告として（訴訟において長泉町を代表する者は長泉町長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。